

第 2 2 5 回府中市建築審査会

令和 6 年 1 0 月 1 8 日開催第 2 2 5 回府中市建築審査会に上程された議案について、下記のとおり議決された。

審議概要

1 開催日時 令和 6 年 1 0 月 1 8 日（金）午後 3 時 3 分～午後 4 時 2 0 分

2 開催場所 府中駅北第 2 庁舎 3 階会議室

3 出席者

(1) 会長 1 名、委員 4 名

(2) 特定行政庁及び事務局（都市整備部職員 8 名）

4 傍聴人 0 名

5 議題

(1) 第 1 3 号～第 1 9 号議案

建築基準法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定に基づく許可（敷地と道路の関係）

6 議題の概要

議案番号	第 1 3 号	第 1 4 号	第 1 5 号	第 1 6 号
建築場所	西原町四丁目	西原町四丁目	西原町四丁目	西原町四丁目
工事種別	新築	新築	新築	新築
主要用途	一戸建ての住宅	一戸建ての住宅	一戸建ての住宅	一戸建ての住宅
構造	木造	木造	木造	木造
階数	地上 2 階建て	地上 2 階建て	地上 2 階建て	地上 2 階建て
延べ面積	89. 42 m ²	89. 84 m ²	89. 42 m ²	106. 40 m ²
最高高さ	7. 595m	8. 014m	8. 034m	8. 411m

議案番号	第17号	第18号	第19号	
建築場所	栄町一丁目	若松町二丁目	若松町二丁目	
工事種別	新築	新築	新築	
主要用途	一戸建ての住宅	一戸建ての住宅	一戸建ての住宅	
構造	木造	木造	木造	
階数	地上2階建て	地上2階建て	地上2階建て	
延べ面積	108.47 m ²	77.63 m ²	84.07 m ²	
最高高さ	7.082m	7.453m	7.453m	

7 議事

(1) 議案第13号から第15号について

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び道の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が、建築基準法第43条第2項第2号に関する許可同意基準第2の基準3に適合することから、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、条件を付し、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、道の権利関係、後退寸法等についての確認がなされ、特定行政庁が応答した。
審議の結果、議案に対し同意することに決定した。

(2) 議案第16号について

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び道の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が、建築基準法第43条第2項第2号に関する許可同意基準第2の基準3に適合することから、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、条件を付し、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、道の権利関係、道の接続元の道についての確認がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。

(3) 議案第17号について

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び道の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が、建築基準法第43条第2項第2号に関する許可同意基準第2の基準4に適合することから、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、条件を付し、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、申請地の構造物等についての確認がなされ、特定行政庁が応答した。
審議の結果、議案に対し同意することに決定した。

(4) 議案第18号及び第19号について

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び道の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が、建築基準法第43条第2項第2号に関する許可同意基準第2の基準4に適合する

ことから、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、条件を付し、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、道端部の転回広場、道の接続元の道路構造等についての確認がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。